

にちじょうせいいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理を
お手伝いすることで、高齢者や障害のある方々が住み慣
れた地域で安心して生活できるように支援する事業です



「日常生活自立支援事業」は、国庫補助要綱上の事業名です。

社会福祉法第2条と、81条の「都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等」の
規定に基づき実施しています。

社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

0270-25-4546

1 どんな人が利用できるの？

- ✓ 伊勢崎市在住で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人（認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人）

※認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

※身体のみに障害のある人は該当しません。

- ✓ ご本人の利用意思が確認でき、契約のできる人



ご本人・市町村社会福祉協議会（基幹社協）・群馬県社会福祉協議会の3者で契約し、ご利用いただきます。

※利用意思の確認ができない場合や、判断能力の低下により契約が困難な場合は、利用できません。その際は、成年後見制度をおすすめする場合もあります。

2 どんなことをしてくれるの？

① 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします！

【福祉サービスの利用の支援】

- 福祉サービスを利用、または利用をやめるために必要な手続きの支援
(要望を伝えるなど)

- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き など

※施設入所や福祉用具の契約、病院への入院契約や保証人になるなどの支援はできません。

② 生活に必要なお金の出し入れをお手伝いします！

【日常的な金銭管理の支援】

- 税金、公共料金、医療費、家賃、福祉サービス利用料などの支払い手続き

- 年金の受領に必要な手続き

- 日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れなどの手続き

- 支払いなどを伴う通知物の確認 など

※買物や品物を届けることはできません。

③ 大切な通帳や印鑑、書類などをお預かりします！

【お預かりサービス】

○希望される預貯金通帳（残高が日常生活費程度のもの）、金融機関届出印、年金証書などの預かり

※大きな財産の管理や株券など価値の変わる書類・現金・貴金属などは預かれません。

※定期預金は預かれますが、払戻しや解約などの手続きはできません。

※金融機関によっては、口座開設した金融機関支店窓口での取引しかできないため、

場合によっては新たに近隣の金融機関での口座開設をお願いする場合があります。

◎お預かりサービスのみの契約はできません。

3 利用するのに料金はかかるの？

○相談や契約書類などの作成は、無料です。

○利用料は、預貯金の払戻しや支払いなどの支援1時間あたり1,500円です。

※住民税非課税世帯は、支援1時間あたり1,000円（500円公費助成）です。

※生活保護世帯は、無料（全額公費助成）です。

※1ヶ月の合計時間で、毎月請求します。

○金融機関の貸金庫で預かる場合は、別途利用料がかかります。

4 どんな人が手伝ってくれるの？

【専門員】

利用者のご自宅や入居・入院先を訪問し、生活の状況などを把握しながら、福祉サービス利用援助事業での契約や支援計画などを立てる担当者です。

社会福祉協議会の職員が担当します。

【生活支援員】

専門員の指示により、定期的に利用者のご自宅や入居・入院先を訪問し、預貯金の預け入れや払い戻しなどの代行を行う担当者です。

※生活支援員は、地域から推薦され、社会福祉協議会が雇用しています。

5 利用までの流れは？

①相談

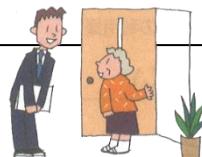
まずは、お困りのことをご相談ください。

ご家族や関係機関の方でも、もちろん構いません。



②初回訪問

事業の説明、利用意思の確認（契約申込み）、状況の確認や聞き取り、
支援内容の相談、預かり物件や受取人（法定相続人が望ましい）などの確認



③再訪問

利用意思の再確認、契約書（案）、支援計画（案）、
預かり書（案）の説明と確認



③～④の間に県社協の審査があり時間を要します。

④契約



契約書類の取り交わし、預かり物件の預かり、金融機関での代理権などの設定
※金融機関の手続きは、行員と本人との面前での手続きが必要な場合があります。

⑤支援開始

支援計画に基づき支援が始まります。



ぐんま地域福祉権利擁護センター（群馬県社会福祉協議会内）

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内
TEL 027-255-6032 FAX 027-255-6444